

多言語電話通訳・簡易翻訳サービス包括業務委託プロポーザル
実施要領

※企画提案書を提出する事業者は必ず「入札参加申込書」を提出して下さい。「入札参加申込書」を提出しなかった事業者の企画提案書は受付できません。

1 概要

(1) 業務名

多言語電話通訳・簡易翻訳サービス包括業務

(2) 業務概要

外国人観光客の受入に取り組む県内観光関係事業者及び県内市町村消防本部等を対象として、外国人観光客が周遊する際に、あらゆる場面で障害となる言葉の壁を解消し、外国人観光客の利便性・満足度・安全性が向上するように多言語による電話通訳・簡易翻訳サービスを導入する。

本サービスでは、日常会話程度の通訳を想定し、法律相談などの専門的な通訳は対象外とする。

(3) 見積もり限度額

2, 145, 000円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約予定期間

令和4年4月20日から令和5年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

- (1) 直近5ヶ年において、地方公共団体、観光連盟、または観光協会を契約の相手とする多言語電話通訳サービス事業（3言語以上）の受託実績があること。
- (2) 直近5ヶ年において、消防本部を契約の相手とする多言語電話通訳サービス事業（3言語以上）の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (5) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領により、入札参加資格停止措置を受けている期間中である者又は同要領に定める入札参

加資格停止要件に該当しないこと。

- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (7) 和歌山県が徴するすべての県税（個人県民税を除く）並びに消費税及び地方消費税について未納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

3 連絡先及び提出先

- ・担当課：和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課
- ・担当者：高橋
- ・住所：〒640—8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- ・電話：073—441—2785
- ・FAX：073—427—1523
- ・Email：takahashi_s0044@pref.wakayama.lg.jp

4 スケジュール

項 目	日 程
企画提案書作成に係る質問受付	令和4年4月7日(木) ～令和4年4月11日(月)17時まで
入札参加申込書提出期限	令和4年4月11日(月)17時まで
企画提案書の受付期間	令和4年4月18日(月)17時まで
選定委員会	令和4年4月19日(火)（予定）
選定結果の通知・公表	選定委員会で委託候補者選定後速やかに
委託候補者と契約締結	令和4年4月20日（水）

5 入札参加申込書提出期限

- (1) 申込期限：令和4年4月11日（月）17時まで
- (2) 申込方法：「入札参加申込書」（様式1）により電子メール又はFAXで

「３連絡先及び提出先」まで。

※提出後、入札参加申込書が届いたことの確認を必ず行うこと。

6 企画提案書作成に係る質問について

- (1) 質問期限：令和４年４月７日（木）～４月１１日（月）１７時
- (2) 質問方法：「質問票」（様式２）を電子メール又はＦＡＸで「３連絡先及び提出先」まで送付すること。
※質問書が届いたことの確認を必ず電話にて行うこと。
- (3) 質問回答：随時、観光交流課ＨＰで公表

7 企画提案書等の提出について

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案申請書（様式３）
 - イ 企画提案書（総括表）（様式４）
 - ウ 企画提案書（任意様式）
 - エ 誓約書（様式５）
 - オ 見積書（任意様式）
 - カ 提案者の概要が分かるもの（会社案内等）
 - キ 本事業に関連する実績が分かるもの（契約書の写し等）
- (2) 提出部数
４部（正本１部、副本３部）
- (3) 受付
 - ア 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）
 - イ 提出先：「３連絡先及び提出先」
 - ウ 提出期間：令和４年４月１８日（月）１７時まで
※企画提案書を提出する場合、「３連絡先及び提出先」まで連絡すること。
- (4) 企画提案書に盛り込む内容
 - ア 本事業の取組方針
 - イ 観光の対応（通訳言語、対応件数及び対応時間と翻訳言語、対応件数及び翻訳に要する日数、通訳・翻訳の品質）
 - ウ 消防・救急の対応（通訳言語、対応件数及び対応時間と翻訳言語、対応件数及び翻訳に要する日数、通訳・翻訳の品質）
 - エ 災害時の対応
 - オ 登録施設数・利用件数の増加につながる魅力的な提案（サービス内容、周知方法等）
 - カ 再委託等の有無及び予定

(5) その他

- ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- イ 企画提案書等は提案者に無断で使用しない。
- ウ 提案のあった企画提案書等は返却しない。
- エ 責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

8 企画審査

(1) 選定方法

選定は、和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。なお、契約候補者の選定にあたっては、選定項目に基づき、企画提案書の内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、契約候補者を選定する。

(2) 選定委員会

書面審査のみとする。

(3) 評価項目及び評価内容

提案いただいた事業内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要と認める選定項目を追加する場合がある。

ア 業務内容の取組方針：

業務内容について十分に理解しているか。また、同種業務の実績や見積金額は妥当か。

イ 観光の対応：

通訳言語、対応件数及び対応時間は十分なものであるか。

翻訳言語、対応件数及び翻訳に要する日数は十分なものであるか。

品質管理は十分なものであるか。

ウ 消防・救急の対応：

通訳言語、対応件数及び対応時間は十分なものであるか。

翻訳言語、対応件数及び翻訳に要する日数は十分なものであるか。

品質管理は十分なものであるか。

エ 災害時の対応：

災害時にどのような対応ができるか。

オ 登録施設数・利用件数の増加につながる魅力的な提案：

登録施設数や利用件数の増加につながるような魅力的なサービス内容・周知方法等に関する提案はあるか。

(4) 契約候補者の選定について

各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。

(5) 提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、評価点の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

(6) 評価点数が同点の場合

「オ 登録施設数・利用件数の増加につながる魅力的な提案」の評価点が高い事業者を選定する。「オ 登録施設数・利用件数の増加につながる魅力的な提案」が同点の場合は、以下順にア、イ、ウ、エ及びカの評価点を比較し、点数が最も高い事業者を選定する。

上記においても評価点が同点であった場合、選定委員の合議により契約候補者を選定する。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、選定後、速やかに参加者に通知する。

(8) 選定結果の公表方法及び内容

選定結果は、選定後、速やかに和歌山県観光交流課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 全提案者の評価点

イ 契約候補者の名称及び評価点

ウ 契約候補者の選定理由

9 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「2 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等を示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合

ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

11 その他

- (1) 企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 選定された場合には県担当課と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (3) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。
- (4) 提出された企画提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となること。
- (5) 本契約により製作された成果物の著作権は和歌山県に帰属すること。